

2024年9月13日 全9頁

「トランプ減税」延長、個人税制が影響大

米国大統領選挙（2024）：法人税率の軽減の評価も重要な争点か

ニューヨークリサーチセンター 主任研究員 鈴木 利光

[要約]

- 2024年11月5日に実施される米国大統領選挙の争点の一つに、「トランプ減税」の期限立法（個人税制に関連する減税措置の多くは2025年末に失効）の延長の是非が挙げられている。
- Tax Policy Centerによる、所得階層ごとの調査（2017年12月18日公表）によると、「トランプ減税」の期限立法が全て失効した場合、2027年時点で、過半数の約53%の世帯が増税になる。
- 最も影響が顕著に出るのが中間層であり、約70%の世帯が増税になる。これに対して、超富裕層になると、増税になる世帯は限られる。上位1%の所得階層では、約24%の世帯が増税になる。上位0.1%の所得階層では、増税になる世帯は8%のみである。
- 米国議会予算局（CBO）による、財政関連の調査（2024年5月8日公表）によると、「トランプ減税」の期限立法が全て延長された場合、向こう10年間（2025年から2034年）で、約\$4.58兆の財政赤字をもたらす。
- 最も影響が顕著に出るのが、個人税制に関する期限立法の延長であり、約\$3.26兆の財政赤字をもたらす。これに対して、法人税制に関する期限立法の延長は、約\$0.55兆の財政赤字をもたらすにとどまる。
- 「トランプ減税」では、期限立法以外の重要な変更として、法人税率の軽減がある。その内容は、旧制度における「最高35%」から「一律21%」への軽減である。この法人税率の軽減が、法人税収入にどのような影響を与えたのかについては、議論が分かっている。
- 民主党は、法人税率を現行の「21%」から「28%」に引き上げる旨提案している。そのため、「トランプ減税」の期限立法の延長の是非のみならず、法人税率の軽減の評価についても、選挙の重要な争点となって然るべきである。

1. 米国大統領選挙、共和党勝利なら「トランプ減税」延長の見通し

2024年11月5日に実施される米国大統領選挙が迫っている。連日公表される世論調査はいずれも拮抗しており、現時点ではどちらが有利か、まったくもって不透明である。

争点の一つに、前共和党政権時の2018年より施行されている、「減税・雇用法 (Tax Cuts and Job Act)」(以下、「トランプ減税」)¹の時限立法(個人税制に関連する減税措置の多くは2025年末に失効)の延長の是非が挙げられている。

選挙イヤーに入った今年の1月、米国のイエレン財務長官は、「新たな財源を確保することなく、トランプ減税の時限立法が全て延長されるとしたら、財政赤字の拡大に関する深刻な懸念をもたらす」といった趣旨のコメントを残している²。

それまでの大方の予想通り、野党の共和党が7月8日に公表した政策綱領では、「トランプ減税」の時限立法を恒久化する旨を謳っている³。そのため、仮に共和党が選挙(大統領選挙、及び同時に開催される連邦議会議員選挙)に勝利した場合、「トランプ減税」の時限立法が延長される可能性が高い。

そこで、本稿では、改めて、「トランプ減税」の内容を、主な時限立法に絞って振り返る。その後、「トランプ減税」の時限立法が全て失効した場合、及び全て延長された場合、それぞれの影響度に関する著名な見解を紹介する。

2. 「トランプ減税」、主な時限立法の内容

(1) 概要比較

最初に、「トランプ減税」の主な時限立法と、それらに対応する本則(旧制度)とを、一覧表の形式で比較する(図表1)。

¹ 「トランプ減税」の概要については、[大和総研レポート「米国税制改革法の概要と経済効果」](#)(鳥毛拓馬/橋本政彦、2017年12月26日)を参照されたい。

² ‘Yellen Says Extending Trump Tax Cuts Would Worsen Deficit’ (Bloomberg, 2024/1/9)

³ 共和党の政策綱領の概要については、[拙稿大和総研レポート「米国大統領選挙\(2024\)、中心的な争点は？」](#)(2024年8月14日)を参照されたい。

図表1 「トランプ減税」、主な時限立法の概要

カテゴリー		本則（旧制度） ^(※1)	「トランプ減税」 ^{(※1) (※2)}
個人税制	所得税率	10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%の7段階	10%、12%、22%、24%、32%、35%、37%の7段階
	子ども税額控除	最大\$1,000	最大\$2,000
	標準控除 ^(※3)	● \$6,500（単身者） ● \$13,000（夫婦合算）	● \$12,000（単身者） ● \$24,000（夫婦合算）
	州・地方税控除 ^(※4)	固定資産税、財産税、及び所得税又は売上税が対象（上限なし）	固定資産税、財産税、及び所得税又は売上税が対象（上限\$10,000）
	住宅ローンの利息控除 ^(※4)	上限\$1,000,000	上限\$750,000
	項目別控除全体の所得制限 ^{(※3) (※4)}	閾値（\$266,700（単身者）又は\$320,000（夫婦合算））を超えた部分につき、項目別控除全体の控除額を3%減額	撤廃
	遺産税の基礎控除 ^(※3)	\$5,490,000	\$11,180,000
法人税制	パススルー課税 ^(※3)	通常の個人所得税率を適用（最高39.6%）	最大20%の所得控除あり
	設備投資費用のボーナス減価償却	● 2018年：40% ● 2019年：30% ● 2020年：20%	● 2018年～2022年：100%（即時償却） ● 2023年～2026年：20% ずつ逡減

(※1) 金額表示は2018年時点のもの。

(※2) 特段の記述がない限り、いずれも2025年までの時限立法。

(※3) インフレ調整あり。

(※4) 「項目別控除」につき、簡便的な「標準控除」との選択制。

(出所) 米国内国歳入庁（IRS）資料等より大和総研作成

(2) 個人税制

① 所得税率

「トランプ減税」は、所得税率の税率構造（ブラケット）を、従来の「10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%」の7段階から、「10%、12%、22%、24%、32%、35%、37%」の7段階に変更しており、全体的に税率を低下させている（下線部が変更箇所）（前掲図表1参照）。

この変更は、2025年までの時限立法である。本則（旧制度）と「トランプ減税」における所得税率の税率構造（ブラケット）を、2018年時点の金額表示で比較したものが、図表2である。

図表2 所得税率の税率構造（ブラケット）：本則（旧制度）と「トランプ減税」（2018年時点）

本則（旧制度）		「トランプ減税」	
税率	課税所得 ^{(※1) (※2) (※3)}	税率	課税所得 ^{(※1) (※2) (※3)}
10%	\$0超（\$0超）	10%	\$0超（\$0超）
15%	\$9,525超（\$19,050超）	12%	\$9,525超（\$19,050超）
25%	\$38,700超（\$77,400超）	22%	\$38,700超（\$77,400超）
28%	\$93,700超（\$156,150超）	24%	\$82,500超（\$165,000超）
33%	\$195,450超（\$237,950超）	32%	\$157,500超（\$315,000超）
35%	\$424,950超（\$424,950超）	35%	\$200,000超（\$400,000超）
39.6%	\$426,700超（480,050超）	37%	\$500,000超（\$600,000超）

(※1) 金額表示は2018年時点のもの。

(※2) 金額は「単身者（夫婦合算）」の順で表示。

(※3) インフレ調整あり。

(出所) 米国内国歳入庁（IRS）資料等より大和総研作成

なお、現行の「トランプ減税」における所得税率の税率構造（ブラケット）を、2024年時点の金額表示で表したものが、図表3である。

図表3 所得税率の税率構造（ブラケット）： 「トランプ減税」（2024年時点）

税率	課税所得 ^(※1) ^(※2) ^(※3)
10%	\$0 超（\$0 超）
12%	\$11,600 超（\$23,200 超）
22%	\$47,150 超（\$94,300 超）
24%	\$100,525 超（\$201,050 超）
32%	\$191,950 超（\$383,900 超）
35%	\$243,725 超（\$487,450 超）
37%	\$609,350 超（\$731,200 超）

(※1) 金額表示は2024年時点のもの。

(※2) 金額は「単身者（夫婦合算）」の順で表示。

(※3) インフレ調整あり。

(出所) 米国内国歳入庁（IRS）資料等より大和総研作成

② 子ども税額控除

「トランプ減税」は、子ども税額控除を、従来の「最大\$1,000（17歳未満の子ども一人あたり）」から、「最大\$2,000（同）」に倍増させている（前掲図表1参照）。

この変更は、2025年までの時限立法である。本則（旧制度）と「トランプ減税」における子ども税額控除を、2018年時点の金額表示で比較したものが、図表4である。

図表4 子ども税額控除： 本則（旧制度）と「トランプ減税」（2018年時点）

	本則（旧制度）	「トランプ減税」
税額控除額	最大\$1,000（17歳未満の子ども一人あたり）	最大\$2,000（17歳未満の子ども一人あたり）
還付額	所得（\$3,000超過部分）の15%	<ul style="list-style-type: none"> 所得（\$2,500超過部分）の15% 上限\$1,400^(※1) ^(※2)
所得制限	閾値（\$75,000（単身者）又は\$110,000（夫婦合算））を超えた部分につき、税額控除額を5%減額 ^(※3)	閾値（\$200,000（単身者）又は\$400,000（夫婦合算））を超えた部分につき、税額控除額を5%減額 ^(※4)

(※1) 金額表示は2018年時点のもの。

(※2) インフレ調整あり（2024年は「上限\$1,700」）。

(※3) 所得が「閾値+\$20,000」を超えると、控除資格が失われる。

(※4) 所得が「閾値+\$40,000」を超えると、控除資格が失われる。

(出所) 米国内国歳入庁（IRS）資料等より大和総研作成

③ 標準控除

「トランプ減税」は、標準控除を、従来の額からおおよそ倍増している（前掲図表1参照）。

この変更は、2025年までの時限立法である。

なお、現行の「トランプ減税」における標準控除を、2024年時点の金額表示で表すと、「\$14,600（単身者）又は\$29,200（夫婦合算）」となる。

標準控除と、項目別控除（次ページ④⑤参照）は、選択制である。「トランプ減税」による標準控除の拡大からか、米国内国歳入庁（IRS）の最新のデータ（2021年時点）によると、米国の

納税者の約 90%が標準控除を選択している。この割合は、「トランプ減税」施行前（2017 年時点）では約 70%であった⁴。

④ 州・地方税控除

「トランプ減税」は、州・地方税控除（固定資産税、財産税、及び所得税又は売上税が対象）を、従来の「上限なし」から、「上限 \$ 10,000」に変更している（前掲図表 1 参照）。

この変更は、2025 年までの時限立法である。

本則（旧制度）に立ち返り、2026 年に州・地方税控除の「上限 \$ 10,000」を撤廃すると、向こう 10 年間（2026 年から 2035 年まで）で \$ 1.2 兆の税収減をもたらす得るとの分析がある⁵。

⑤ 住宅ローンの利息控除

「トランプ減税」は、新規住宅取得に係る住宅ローンの利息控除につき、従来の「上限 \$ 1,000,000」から、「上限 \$ 750,000」に変更している（前掲図表 1 参照）。

この変更は、2025 年までの時限立法である。

⑥ 項目別控除全体の所得制限

「トランプ減税」は、項目別控除全体の所得制限を撤廃している（前掲図表 1 参照）。

この変更は、2025 年までの時限立法である。

⑦ 遺産税の基礎控除

「トランプ減税」は、遺産税の基礎控除を、従来の額からおおよそ倍増している（前掲図表 1 参照）。

この変更は、2025 年までの時限立法である。

なお、現行の「トランプ減税」における遺産税の基礎控除を、2024 年時点の金額表示で表すと、「\$ 13,610,000」となる。

ちなみに、遺産税については、共和党員より、たびたび廃止を求める法案が提出されている⁶。家族経営の農場や中小企業にとって大きな負担となっている、というのがその理由である。

⁴ 米国内国歳入庁（IRS）ウェブサイト参照

<https://www.irs.gov/statistics/soi-tax-stats-individual-income-tax-returns-line-item-estimates-publications-4801-and-5385>

⁵ ‘SALT Cap Expiration Could Be Costly Mistake’ (Committee for a Responsible Federal Budget, 2024/8/28)

⁶ ‘House Republicans reintroduce bill to repeal ‘death tax’ ’ (CNBC, 2024/1/19)

米国内国歳入庁（IRS）の最新のデータ（2019年時点）によると、遺産税を納税したのは相続人の0.08%のみであり、事実上廃止されているに等しいという見方も可能である⁷。

ただし、与党の民主党は、同党の2024年の政策綱領において、「共和党は遺産税を廃止しようとしているが、それにより0.1%の超富裕層が無税で遺産を相続することが可能になり、不当である」といった趣旨の批判をしている⁸。

(3) 法人税制

① パススルー課税

個人事業、パートナーシップ及び「S法人」⁹を総称して、「パススルー事業体」という。このパススルー事業体が稼得した所得は、事業体単位では課税されず、出資者の個人所得に加算する形で課税される。これを「パススルー課税」という。

「トランプ減税」は、パススルー課税について、新たに最大20%の所得控除を導入している（前掲図表1参照）。

この変更は、2025年までの時限立法である。本則（旧制度）と「トランプ減税」におけるパススルー課税を、2018年時点の金額表示で比較したものが、図表5である。

図表5 パススルー課税：本則（旧制度）と「トランプ減税」（2018年時点）

	本則（旧制度）	「トランプ減税」
所得控除	—	最大20%
税率	通常の個人所得税率を適用（最高39.6%）	通常の個人所得税率を適用（所得控除適用部分については最高29.6%）
所得制限	—	閾値（\$157,500（単身者）又は\$315,000（夫婦合算）） ^{(※1)(※2)} を超えた部分につき、\$1,000ごとに、所得控除を「1%（夫婦合算）又は2%（単身者）」 ^(※3) ずつ追加しながら減額

(※1) 金額表示は2018年時点のもの。

(※2) インフレ調整あり（2024年は「\$191,950（単身者）又は\$383,900（夫婦合算）」）。

(※3) 所得が「閾値+（\$50,000（単身者）又は\$100,000（夫婦合算）」を超えると、控除資格が失われる。（出所）米国内国歳入庁（IRS）資料等より大和総研作成

② 設備投資費用のボーナス減価償却

「トランプ減税」は、2017年9月28日以降に取得、かつ使用開始した資産のうち、一定の要件を満たすもの¹⁰の設備投資費用について、新たに5年間の即時償却を導入している（前掲図

⁷ 米国内国歳入庁（IRS）ウェブサイト参照

(<https://www.irs.gov/statistics/soi-tax-stats-historical-table-17>)

⁸ 民主党ウェブサイト参照

(<https://democrats.org/news/dnc-releases-2024-party-platform-to-be-voted-on-at-convention/>)

⁹ 「株主が100人を超えない」等、一定の要件を満たす小規模事業法人をいう。詳細については米国内国歳入庁（IRS）ウェブサイトを参照されたい。

(<https://www.irs.gov/businesses/small-businesses-self-employed/s-corporations>)

¹⁰ 「耐用年数20年以下の有形固定資産」、「コンピューターソフトウェア」、「水道施設」等をいう。詳細につ

表 1 参照)。

資産の取得及び使用開始が 2023 年以降になると、ボーナス減価償却 (bonus depreciation) の割合が 20%pt ずつ通減していく (図表 6 参照)。

図表 6 設備投資費用のボーナス減価償却： 「トランプ減税」

取得及び使用開始	設備投資費用のボーナス減価償却
2018 年	100% (即時償却)
2019 年	
2020 年	
2021 年	
2022 年	
2023 年	80% (ボーナス減価償却)
2024 年	60% (ボーナス減価償却)
2025 年	40% (ボーナス減価償却)
2026 年	20% (ボーナス減価償却)
2027 年	0% (通常の減価償却)

(出所) 米国内国歳入庁 (IRS) 資料等より大和総研作成

全米経済研究所 (National Bureau of Economic Research : NBER) のスタッフペーパーによると、「トランプ減税」の新規投資奨励策としては、後述する恒久的な法人税率の軽減 (「最高 35%」から「一律 21%」へ) よりも、設備投資費用の即時償却の方が有効であったという¹¹。

3. 「トランプ減税」失効の影響度

「トランプ減税」の時限立法が全て失効した場合の影響度としては、Tax Policy Center による、所得階層ごとの調査 (2017 年 12 月 18 日公表)¹²が著名である。

同調査によると、全体としては、「トランプ減税」の時限立法が全て失効した場合、2027 年時点で、過半数の約 53%の世帯が増税になる。

最も影響が顕著に出るのが第 3 五分位 (中間層) であり、約 70%の世帯が増税になる。

これに対して、超富裕層になると、増税になる世帯は限られる。上位 1%の所得階層では、約 24%の世帯が増税になる。上位 0.1%の所得階層では、増税になる世帯は 8%のみである (図表 7 参照)。

いては米国内国歳入庁 (IRS) ウェブサイトを参照されたい。

(https://www.irs.gov/publications/p946#en_US_2023_publink100078241)

¹¹ ‘How Do Corporate Taxes Affect Economic Activity?’ (NBER, 2023/10/10)

¹² ‘Distributional Analysis of the Conference Agreement for the Tax Cuts and Jobs Act’ (Tax Policy Center, 2017/12/18)

図表7 「トランプ減税」の時限立法が全て失効した場合の影響度（2027年）

所得階層	減税になる世帯の割合	増税になる世帯の割合
第1五分位	11.1%	32.6%
第2五分位	23.3%	57.7%
第3五分位	24.4%	69.7%
第4五分位	33.2%	64.2%
第5五分位	46.7%	52.3%
全体平均	25.2%	53.4%
80-90 パーセンタイル	38.1%	60.5%
90-95 パーセンタイル	50.2%	48.7%
95-99 パーセンタイル	58.0%	41.5%
上位1%	75.9%	23.8%
上位0.1%	91.9%	8.0%

(注) 各階層において、「トランプ減税」失効の影響を大きく受けない世帯の割合は、「減税になる世帯の割合」と「増税になる世帯の割合」を足して合わせた割合を、「100%」から引くことで算出される。

(出所) 'Distributional Analysis of the Conference Agreement for the Tax Cuts and Jobs Act' (Tax Policy Center, 2017/12/18), TABLE 6 より大和総研作成

4. 「トランプ減税」延長の影響度

「トランプ減税」の時限立法が全て延長された場合の影響度としては、米国議会予算局 (Congressional Budget Office : CBO) による、財政関連の調査 (2024年5月8日公表)¹³が著名である。

同調査によると、「トランプ減税」の時限立法が全て延長された場合、向こう10年間 (2025年から2034年) で、約\$4.58兆の財政赤字をもたらす¹⁴。

最も影響が顕著に出るのが、個人税制に関する時限立法 (遺産税の基礎控除を除く) の延長であり、約\$3.26兆の財政赤字をもたらす。

これに対して、法人税制に関する時限立法の延長は、約\$0.55兆の財政赤字をもたらすにとどまる (図表8参照)。

図表8 「トランプ減税」の時限立法が全て延長された場合の影響度 (2025年から2034年まで)

カテゴリー	財政赤字 (-)	単位: \$10億
個人税制 (遺産税の基礎控除を除く)	- \$3,256	
遺産税の基礎控除	- \$167	
法人税制 (※)	- \$551	
小計	- \$3,974	
純利息支出	- \$605	
総計	- \$4,579	

(※) 設備投資費用のボーナス減価償却については、即時償却が2023年以降も続くものと想定している。

(出所) 'Budgetary Outcomes Under Alternative Assumptions About Spending and Revenues' (CBO, 2024/5/8), Table 2. より大和総研作成

¹³ 'Budgetary Outcomes Under Alternative Assumptions About Spending and Revenues' (CBO, 2024/5/8)

¹⁴ CBOの調査結果を含む、「トランプ減税」延長の影響度については、[大和総研レポート『「トランプ・リスク」の楽観視は禁物』](#) (佐藤光/吉田亮平/岸川和馬/石川清香、2024年5月29日) を併せて参照されたい。

なお、CBO の調査は、「トランプ減税」の時限立法が全て延長された場合の経済成長への影響を考慮していない点に留意されたい。

5. 「トランプ減税」の法人税率軽減、法人税収入への影響は不透明

以上が、「トランプ減税」の主な時限立法の内容と、それらが全て失効した場合、又は延長された場合の影響度に関する著名な見解である。

「トランプ減税」では、時限立法以外の重要な変更として、法人税率の軽減がある。その内容は、旧制度における「最高 35%」から「一律 21%」への軽減である。これは時限立法ではなく、恒久措置である。

この法人税率の軽減が、法人税収入にどのような影響を与えたのかについては、議論が分かれている。

政府統計によると、「トランプ減税」が施行された 2018 会計年度から、2020 会計年度までは、旧制度最終年である 2017 会計年度と比較して法人税収入が減少しており、法人税率の軽減の効果が見受けられる。もっとも、2021 会計年度以降は、2017 会計年度を上回る法人税収入がある（図表 9 参照）。

図表 9 米国の法人税収入推移（2013 会計年度から 2023 会計年度まで）

単位：\$100 万

FY2013	FY2014	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020	FY2021	FY2022	FY2023
273,506	320,731	343,797	299,571	297,048	204,733	230,245	211,845	371,831	424,865	419,584

(注) 'FY' は 'Fiscal Year' (会計年度) の意。

(出所) 'Budget FY 2025 - Historical Tables, Budget of the United States Government, Fiscal Year 2025' (Office of Management and Budget, 2024/3/11)、Table 2.1 より大和総研作成

2021 会計年度以降における法人税収入増加の原因としては、二つの見解がある。

一つは、「トランプ減税」による法人税率の軽減とは関係がなく、経済成長及び高インフレにその原因を求める見解である。もう一つは、「トランプ減税」による法人税率の軽減が新規投資を促し、それが経済成長に繋がったことにその原因を求める見解である¹⁵。

民主党は、同党の 2024 年の政策綱領において、法人税率を現行の「21%」から「28%」に引き上げる旨を提案している¹⁶。そのため、「トランプ減税」の時限立法の延長の是非のみならず、法人税率の軽減の評価についても、選挙の重要な争点となって然るべきである。

以上

¹⁵ 'How Did the TCJA Affect Corporate Tax Revenues?' (Peter G. Peterson Foundation, 2024/5/13)

¹⁶ 脚注 8 ウェブサイト参照